

改正

平成二〇年一二月一〇日条例第三三号

平成二四年 三月三〇日条例第一五号

平成二四年 七月一〇日条例第四一号

平成二五年 三月二九日条例第七号

令和 五年 三月三〇日条例第六号

江戸川区立障害者施設条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービスを実施する障害者施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例七号〕

(設置)

第二条 障害者の自立及び社会活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の向上を図るため、施設を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区立希望の家	江戸川区江戸川五丁目三二番地六
江戸川区立虹の家	江戸川区西篠崎二丁目一八番二二号
江戸川区立みんなの家	江戸川区本一色三丁目三八番三号
江戸川区立えがおの家	江戸川区東葛西五丁目一〇番五号
江戸川区立さくらの家	江戸川区小松川三丁目一三番四号
江戸川区立福祉作業所	江戸川区西小岩三丁目二五番一五号
江戸川区立福祉作業所分室	江戸川区北小岩二丁目一四番一七号

一部改正〔平成二〇年条例三三号〕

(事業)

第三条 施設は、前条の設置目的を達成するため、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係る事業その他の事業のうち江戸川区規則（以下「規則」

という。)で定める事業を行う。

一部改正〔平成二〇年条例三三号〕

(利用できる者)

第四条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第十九条第一項に規定する支給決定を受けた者
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定による措置を受けた者

一部改正〔平成二〇年条例三三号〕

(利用手続等)

第五条 施設を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、施設の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。
 - 一 施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が定員に達したとき。
 - 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 三 その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第六条 利用者は、次の各号に掲げる使用料を納めなければならない。

- 一 利用する障害福祉サービスの種類ごとに、法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
- 二 障害福祉サービス以外の事業の利用については、前号に規定する使用料に準じて、区長が定める基準により算定した費用の額
- 三 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長が定める額

一部改正〔平成二〇年条例三三号・二四年一五号・二五年七号・令和五年六号〕

(使用料の納付)

第七条 前条に規定する使用料は、規則で定める期日までに納付しなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例三三号〕

(使用料の減額又は免除)

第八条 第六条に規定する使用料は、区長が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除する

ことができる。

(使用料の不還付)

第九条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

第十条 区長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- 二 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十一条 利用者は、施設の利用が終わったとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十二条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第十三条 利用者は、施設及び備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二四年条例一五号〕

(開所時間等)

第十四条 施設の開所時間及び休業日は、規則で定める。

(施設の管理)

第十五条 施設の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

一部改正〔平成二四年条例四一号〕

(指定管理者が行う業務)

第十六条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条に規定する事業の実施に関する事。
- 二 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
(指定管理者の指定等)

第十七条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（平成二十年八月規則第七十一号で、同二十一年四月一日から施行）ただし、第十七条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施設の利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二〇年一二月一〇日条例第三三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定中江戸川区立福祉作業所分室に係る部分は、江戸川区規則で定める日から施行する。（平成二十一年十月規則第五十四号で、同二十一年十月一日から施行）

(事前準備)

- 2 江戸川区立福祉作業所分室の利用申請その他利用のための必要な準備は、前項ただし書に規定する日前においても、行うことができる。

(江戸川区立福祉作業所条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 江戸川区立福祉作業所条例（昭和五十五年三月江戸川区条例第二号）
- 二 江戸川区立ほのぼの作業所条例（昭和五十五年三月江戸川区条例第一号）

三 江戸川区立知的障害者援護施設条例（平成五年三月江戸川区条例第十三号）

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の江戸川区立福祉作業所条例第五条第一項の規定による利用又は江戸川区立知的障害者援護施設条例第五条第一項の規定による入所の承認を受けている者は、この条例による改正後の江戸川区立障害者施設条例第五条第一項の規定による利用の承認を受けた者とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に江戸川区立知的障害者援護施設条例の規定に基づきなされた指定管理者の指定の手續等は、この条例による改正後の江戸川区立障害者施設条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成二四年三月三〇日条例第一五号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年七月一〇日条例第四一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区立障害者施設条例第十五条の規定は、この条例の施行の日以後に公募を開始する指定管理者の指定から適用し、同日前に公募の期間を終了した指定管理者の指定については、なお従前の例による。

付 則（平成二五年三月二九日条例第七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（令和五年三月三〇日条例第六号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。